

奈市教中公第5号

平成10年 1月20日

奈良市公民館運営審議会

会長 小川 光三 様

奈良市中央公民館

館長 児林 啄真

奈良市公民館使用料の徴収について（諮問）

別紙のとおり、奈良市公民館使用料徴収について、貴審議会の意見を求めます。

(別紙)

本市の公民館の使用料については、従来から無料とされている。これは公民館が地域住民に密着した教育サービスを提供することを目的とし、住民すべてに公平に利用機会が持てるということから、当然の措置と考えられる。

しかし、他都市の実態調査をした結果によれば、公民館の使用について、使用料を徴収する例の方が多くなっている。(但し、使用料を徴収する場合、実際の扱いとしては減免制度があり適用されている。)

このような状況に加え、受益者負担の考え方や現下の厳しい財政状況及び行政改革大綱に今後検討する項目の一つとして、公民館使用の有料化があげられている。

このため、本市として公民館使用料の徴収をすることが適正であるか、貴審議会の御見解を求めるものであります。

奈市教 中公審 第6号
平成10年10月9日

奈良市立中央公民館
館長 吉村 明男 様

奈良市公民館運営審議会
会長 小川 光三

奈良市公民館使用料の徴収について（答申）

平成10年1月20日付奈市教中公第5号で諮問のあったこのことについて、公民館使用料検討小委員会を設置して慎重審議を重ね、審議会においても検討した結果、当審議会は下記の通り答申します。

記

公民館の使用料は、行政改革の一環として、また市民の利用者と非利用者の公平を保つため、受益者負担の原則にもとづき徴収することが望ましい。なお、その実施に当たっては、特に次のことに留意されたい。

- 1 使用料は、利用者の過重な負担にならないように設定する。
- 2 災害など、非常時の緊急使用以外は減免しない。
- 3 徴収した料金は、公民館の施設や運営に寄与するために使用する。
- 4 その他、公民館使用料の徴収にあわせて要望する事項。

公民館の設置目的である生涯学習の充実を図るため、職員態勢を強化する。

の態勢強化により、夜間における事業の充実など、より開かれた公民館を目指す。

公民館の主催事業についても受講料を徴収し、予算の不足を補って講座内容の充実を図る。

なお、分館について当審議会は、「奈良市公民館分館の管理運営について」諮問を受け昭和63年12月21日付をもって答申し、さらに平成7年6月7日付をもって、これを『社会教育法』による公民館より除外すべきとする建議を提出しているため、分館はこの答申の対象外としたことを申し添えます。

平成7年6月7日

奈良市教育委員会
教育長 河合利一様

奈良市公民館運営審議会
会長 西村富徳

奈良市公民館分館の管理運営について（建議）

分館の管理運営等については昭和62年1月28日付奈良市教中公第38号で諮問を受け、昭和63年12月21日付をもって答申をいたしました。その後まだ抜本的な解決をみないまま推移をしているところでありますが、平成6年3月に中央公民館長から「分館の管理運営」について意見を求められたため、平成6年4月に委員7名をもって分館問題検討小委員会を設置し分館の在り方、運営方法等審議、検討してまいりましたが、分館の現状をふまえ、また将来の方向をも含めて一定の結論に達しましたので、以下のとおり公運審としての建議をさせていただきます。

記

1. 活性化の対策（機構改革）

- 1) 各分館においては、独自に文化、体育、婦人、青少年などの部を設け、各部に責任者を置いてその活動を促進する。
- 2) 上記の活動を指導、支援するため運営委員会を設ける。
- 3) 分館活動の充実、発展をはかるため、各分館を統合する分館協議会を設け、毎年、随時に研究討議のための会議を開く。

2. 将来の分館のあり方

1の機構改革を行うことにより、分館の活動に充実と活性化が期待できると思われるが、活性化にとって最も大切なことは分館と地区住民との平常の結び付きである。

そこで、当小委員会においては、館の活性化と施設の有効な利用により、地域住民の文化・生活等の向上に資するため次のように提言したい。

- 1) よりよく地域住民のニーズに答えるため、分館を社会教育法に定めた公民館としての位置付けから除外し、地区住民と密接度の高い集会所として利用できるような位置づける。
- 2) そのためには公民館の名称を廃し、地区住民館（仮称）等の名称に変更する。
- 3) 上記の住民館として発足した場合においても、1に提案した分館の運営の機構を取り入れて、その施設を有効に活用されたい。